

明治学院大学学友会ブロック・支部活動補助取扱要領

2025年5月 9日 常務理事会承認
2025年9月20日 幹事会承認
2026年3月28日 幹事会承認

(目的)

第1条 全国ブロック長会、ブロック会、支部総会の開催に要する通信費、一般消耗品費、会合費、会場費、印刷費等の補助については、この要領の定めるところにより支給する。

(支払いの対象となる費目)

第2条 活動補助に関する費用は、次の各号のいずれかの費目に対して支払う。うち会合費の金額の上限は別表1に定める。

- (1) 全国ブロック長会における、開催案内発送等の通信費、資料コピー代等の一般消耗品費、開催当日の会合費としての昼食代・茶菓代
- (2) ブロック会における、開催案内発送等の通信費、資料コピー代等の一般消耗品費、会場費として施設に対し支払う費用、開催当日の会合費としての昼食代・夕食代・茶菓代
- (3) 支部総会における、支部総会開催を目的とした会議の会場使用にかかる費用、開催案内発送の通信費、資料コピー代、名札代等の一般消耗品費、支部総会案内状、資料作成のための印刷費、会場費として施設に対し支払う費用、支部総会に招いた講師謝礼等の雑費
- (4) ブロック長が所属するブロックの支部総会に参加する場合の参加費。ただし、ブロック長が支部長を兼ねる支部の支部総会を除く。
- (5) 支部会員への書類送付をもって支部総会の代わりとした際の通信費および印刷費
- (6) 支部総会以外の、支部が主催し支部会員を対象とする行事における、行事開催を目的とした会議の会場使用にかかる費用、開催案内発送の通信費、資料コピー代、名札代等の一般消耗品費、開催案内状、資料作成のための印刷費、会場費として施設に支払う費用、当該行事に招いた講師謝礼等の雑費

(支払い金額の上限)

第3条 前条第3号、第5号および第6号による支払いは、当該年度予算のうち当該支部に割り当てられた支部別補助費の額を上限とする。

(支払方法)

第4条 活動補助の費用は、振込みによる事後払いとする。

(支払いに必要な証憑)

第5条 当該会議の主催者または招集者が、第2条により活動補助費を申請する際は、以下の証憑および振込口座情報を記載した書類を学友会に提出するものとする。領収書の宛名は「明治学院大学学友会」とする。

- (1) 通信費、一般消耗品費、昼食代・夕食代・茶菓代、会場費、雑費の領収書の原本
- (2) 印刷費は請求書および金融機関への振込明細票の原本

(活動補助費申請の期限)

第6条 活動補助費申請の期限は、第1条に定めた会議体が開催された年度の2月末日とする。

(要領の改廃)

第7条 この要領の改廃は、常任幹事会の議を経て、幹事会の承認を得るものとする。

付則

- 1 この取扱要領は、2025年3月11日に遡って施行する。
- 2 この取扱要領は、2025年9月20日から施行する（第2条第4号の追加、第5条の変更、第6条の追加および条番号の繰下げ）
- 3 この取扱要領は、2026年4月1日から施行する。（第2条第4号の変更、第5号および第6号の追加、第3条の変更）

別表1 第2条に定めた費目のうち会合費の一人あたりの上限

昼食代	2,000円 (税別)
夕食代	3,000円 (税別)
茶菓代	1,000円 (税別)